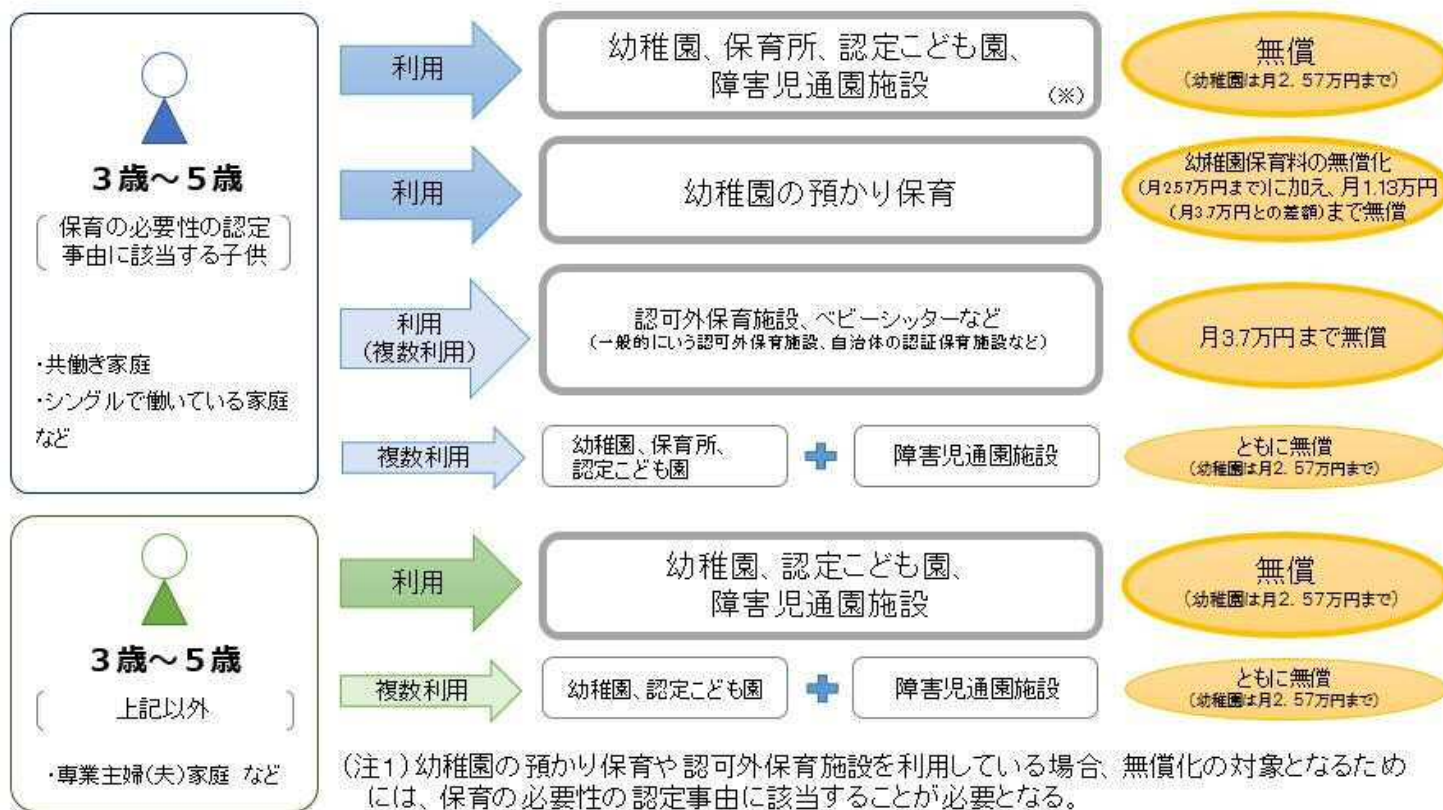


1 幼児教育・保育の無償化の概要

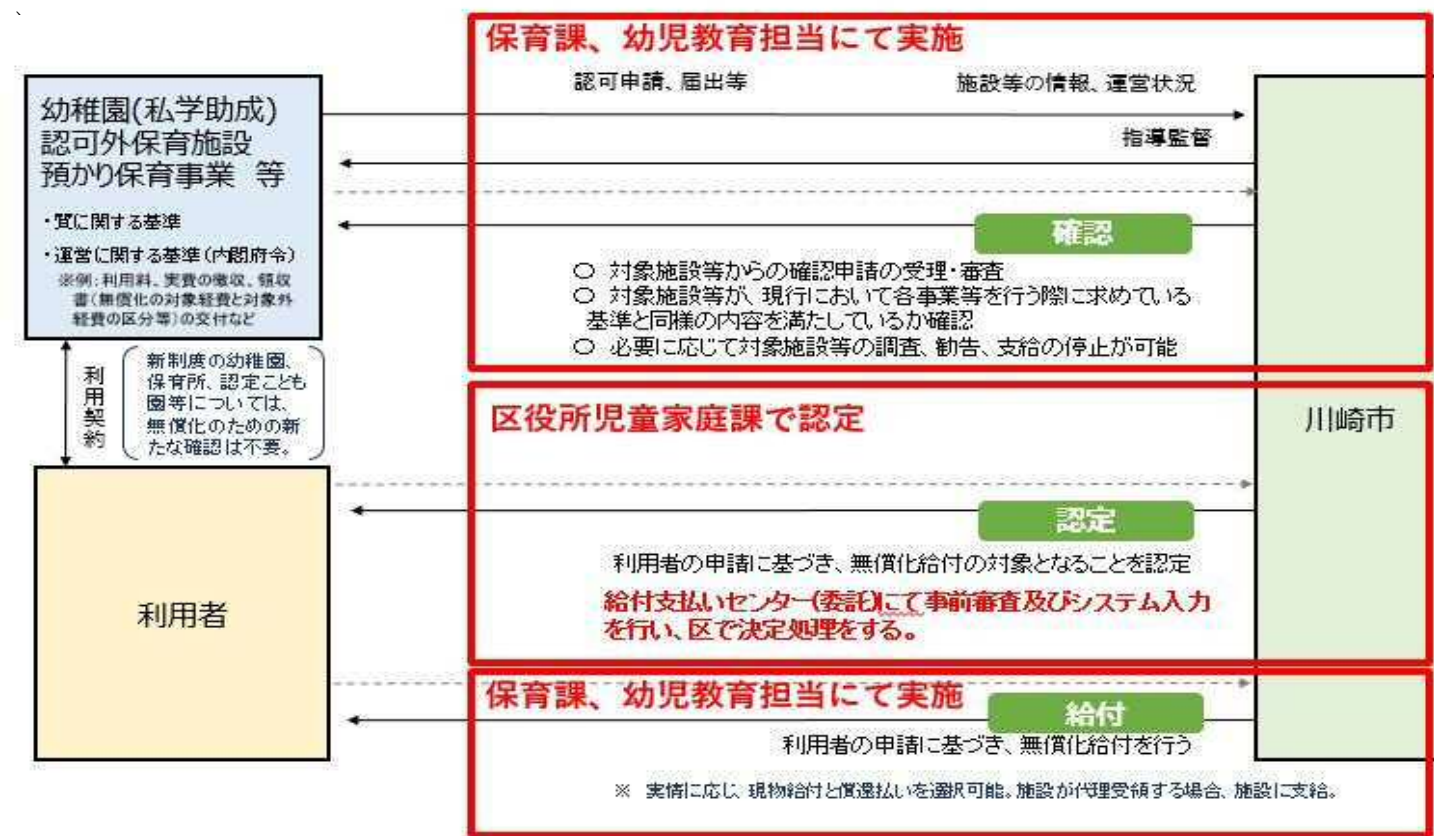
(1) 幼児教育の無償化の具体的なイメージ

幼稚園、認可外保育施設は事業者が料金設定するため上限設定



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4,2万円まで無償。

(2) 幼児教育の無償化の実施に伴う主な事務



2 無償化の対象となる施設等の確認について

1. 「確認」の趣旨・概要

◎子ども・子育て支援法に基づき、各市町村において、無償化に伴う給付を実施する観点から、各事業者が無償化給付の対象となること、対象施設等に求める基準(①対象施設等が満たすべき教育・保育等の質、②対象施設等の運営)を満たしていることを把握するとともに必要に応じて調査等を行う。
◎対象施設等の所在地の市町村が確認を行い、他の市町村においても効力を有する。

2. 対象施設等に求める基準について

(1) 認定こども園、幼稚園…学校教育法に基づく設置基準、児童福祉法に基づく事業基準を適用
(2) 認可外保育施設、預かり保育事業、病児保育事業等…内閣府令で定める基準を適用
例) ●教育・保育等の提供の記録 ●利用料や実費の徴収可能費目及び手続 ●領収証等の交付

3. 「確認」に関する事務について

◎対象施設等からの確認申請の受理・審査(変更・辞退を含む。)、公示
◎必要な範囲での対象施設等の運営に対する調査、不正等を行った施設等の指導監督(勧告、命令、取消等)

3 無償化対象者となるための利用給付認定について

■子育てのための施設等利用給付とは

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設

■就学前子どもの区分と認定

○子どものための教育・保育給付(現行)・・・施設型給付費、地域型保育給付費等の支給

区分	支給要件	保育必要量	対象施設等
1号認定	満3歳～5歳児であって、保育の必要性がない児童	教育標準時間(4時間)	幼稚園 認定こども園
2号認定	3～5歳児であって、保護者の労働等により保育の必要性がある児童	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)	保育所 認定こども園
3号認定	0～2歳児であって、保護者の労働等により保育の必要性がある児童	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)	保育所 認定こども園 家庭的保育等

○子育てのための施設等利用給付(新設)・・・施設等利用費の支給

保育必要量の認定が不要

区分	支給要件	対象事業等
新1号認定	満3歳以上の児童であって、保育の必要性がない児童	認定こども園、幼稚園、特別支援学校
新2号認定	3～5歳児であって、保護者の労働等により保育の必要性がある児童	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 認可外保育施設、預かり保育事業、 一時保育、病児・病後児保育事業、 ふれあい子育てサポート
新3号認定	0～2歳児であって、保護者の労働等により保育の必要性がある市民税非課税世帯の児童	

4 無償化給付の支払いについて

- ①現物給付・・・幼稚園(新制度)、認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業等
- ②償還払い(※)・・・幼稚園(私学助成)、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等

※ 幼稚園は施設により法定代理受領と個人ごとの償還払いの選択制とした

「幼児教育・保育の無償化」への本市の対応状況

【1】制度概要

施設種別	認定	給付方法	保育の必要性あり	保育の必要性なし	負担割合
・認可保育所（公立含む） ・家庭的保育事業等（※ ₁ ） ・認定こども園（2、3号）	2、3号	① 現物給付 (保育の費用は市から施設へ支払う)	3～5歳児は全世帯、 0～2歳児は市民税非課税世帯を対象に保育料を全額無償化 ※申請手続きは不要であり、制度案内を8月末に利用者負担額決定通知書に同封	在籍者なし	国1/2 県1/4 市1/4 (公立施設は市10/10)
・幼稚園（施設型給付） ・認定こども園（1号）	1号		3～5歳児を基本に保育料を全額無償化（保育の必要性なし） ※申請手続きは不要であり、制度案内を8月末に利用者負担額決定通知書に同封		
・幼稚園（私学助成）	新1号	② 償還払いを原則 (保育の費用は一旦支払い、後で市から保護者へ振込)	3～5歳児を基本に月額25,700円を限度に無償化（保育の必要性なし） ※新1号認定の申請が必要であり、7月初旬に園経由で配布済み		
・認可外保育施設等（※ ₂ ） ・認可保育所の一時保育	新2、3号（2、3号）		3～5歳児は全世帯月額37,000円、 0～2歳児は市民税非課税世帯を対象に42,000円を限度に無償化 ※新2,3号認定の申請が必要であり、川崎認定保育園、おなかま保育室利用者は施設経由、それ以外の施設種別の利用者(在宅含)へは8月中に自宅へ郵送予定	在籍者ありだが対象外	
・幼稚園の預かり保育	新2号		月額11,300円を限度に無償化 ※新2号認定の申請が必要であり、7月初旬に園経由で配布済み		
・障害児通園施設（健福局）	1～3号	① 現物	3～5歳児は全世帯、0～2歳児は市民税非課税世帯を対象に無償化		

無償化の対象となる施設 ・認可保育所(373)・認定こども園(10)・幼稚園(施設型給付：4)・幼稚園(私学助成：71)

※₁家庭的保育事業等 ・家庭的保育事業(21)・小規模保育A型(24)・小規模保育B型(11)・小規模保育C型(9)・事業所内保育施設(4)

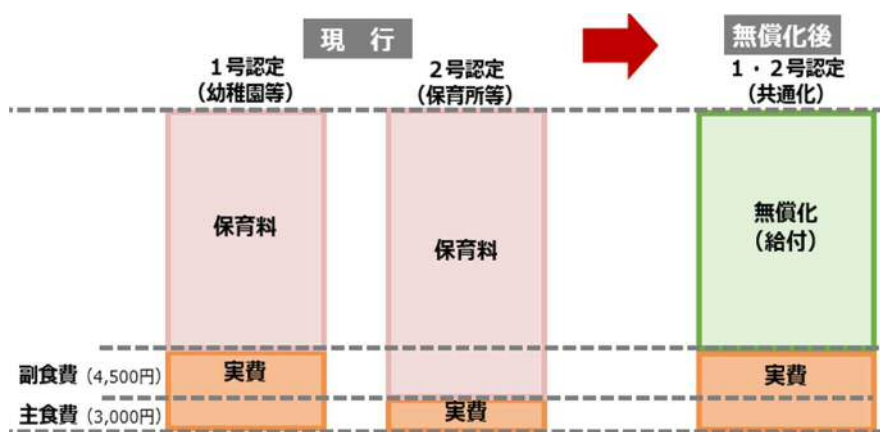
※₂認可外保育施設等 ・川崎認定保育園(129)・おなかま保育室(5)・地域保育園(28)・企業主導型保育施設(40)・事業所内保育施設(39)・病児、病後児保育(7)・ふれあい子育てサポート(4)
(R1.7現在：市内施設数) ・一時保育実施施設(80)・年度限定型保育事業実施施設(11)・ベビーシッター(218)

【2】給食費の取扱いの変更

無償化に伴い、保育料の一部であった3～5歳児の副食費(おかず代等)について主食代と同様に保護者からの実費徴収となる。

なお、年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降の子どもは公定価格で加算するため副食費は徴収しない。

●国のガイドラインを参考に4,500円を本市のガイドラインとする。



【3】スケジュール

